

KEMPOSでのEPC出願入力の手引き

KEMPOSでの、EPC出願の手続きについて説明します。
最初に概要を紹介し、後に各手続きの詳細について記述します。
必要に応じて、「出願種別(EP特許)」及び「手続定義」の設定についても説明します。

- (1) 受任
 - 受任
 - 出願国の指定(対応出願)

- (2) 出願
 - ・通常出願
 - ・分割出願
 - ・PCT出願からの国内移行

- (3) 審査経過/中間手続
 - 1. 調査報告(Search Report)
 - 2. 出願公開(Publication of European Application)
 - 3. 調査報告の公開(Publication of European Search Report)
 - 4. 審査請求(Request for Examination)
 - 5. 手続続行問合せ
 - 6. 手続続行請求
 - 7. 早期審査の請求(Accelerated Examination)
 - 8. 庁指令(Office Action)
 - 9. 期間延長(Extension)
 - 10. 仮期限設定
 - 11. 権利失効通知
 - 12. 処理続行請求(Request for Further Processing)
 - 13. 権利回復請求(Restitution in Integrum)
 - 14. 拒絶査定()
 - 15. 審判請求(Appeal)
 - 16. 中間変更(Interlocutory Revision)
 - 17. 審決()
 - 18. 特許査定(Decision to Grant)
 - 19. 料金納付(Issue Fee)
 - 20. 登録(特許付与)(Grant of Patent)
 - 21. 指定国への移行
 - 22. 異議申立(Opposition Proceedings)
 - 23. 答弁書(Observation)
 - 24. 弁駁受け
 - 25. 口頭手続(Oral Proceedings)
 - 26. 異議決定(Decision of the opposition division)

(1) 受任

受任は、通常は国内案件を外国へ出願する依頼を受けた場合に入力します。
外国出願の依頼を受けた時点での入力について説明します。

以下のような案件を想定して具体的な入力方法を説明します。
それ以外の出願人や受任日当も必須ですが、今回は省略します。

- ・受任番号：F2000
- ・優先権の基礎：P1000(出願日は 2006/01/10、出願番号は 2006-001122)
- ・出願予定国：米国,EPC,中国

The screenshot shows the '受任台帳' (Assignment Ledger) form. Key fields include:

- 受任番号: F2000
- 出願期限: 2007年1月10日
- 顧客名: アルプス電気株式会社
- 優先日: 2006/01/10 (circled in red)
- Table of priority rights:

優先(条約)	整理番号	出願番号
JP 特	P1000	2006-001122

上記の「優先日」「出願期限」は、受任関連で、優先権の基礎出願を入力することで、自動計算されます。

基礎となる日本出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
▶ 優先(条約)		JP	特	出願日	2006/01/10				
整理番号		P1000		出願番号	2006-001122				

- ・「受任関連」タブを開いて入力します。
- ・関連区分として「優先(条約)」をプルダウンで選択します。
- ・出願台帳に国内事件を入力している場合は、整理番号を入力。出願日・出願番号他をコピーしてきます。入力していない場合は、優先国・四法・出願日・出願番号を手動で入力します。
- ・最先の出願日を優先日として計算し、受任台帳上の「優先日」にセットします。
- ・優先日より1年後の日付を受任台帳上の「出願期限」にセットします。

対応出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
行	出願種別	整理番号				出願ID			
1	US特許/新	F2000-US							
▶ 2	EP特許	F2000-EP							
3	CN特許	F2000-CN							

- ・対応出願については、出願種別と整理番号を入力します。
- ・EPC出願は出願種別は「EP特許」とします。
- ・パリルートの場合は、出願国を個別に指定します。ここでは「EP特許」以外に「US特許/新」「CN特許」を入力します。
- ・出願IDが空白の件は、出願に連結していないことを示します。
出願手続きを行い、出願台帳を作成しますと、そこで新規に作成した出願台帳のIDがこの出願IDにセットされます。そこで出願IDをダブルクリックすると、出願台帳が開きます。

出願手続終了後の状態

- ・ 出願完了の状態となります
完了区分には「出願移管」とセットされます。
完了日には、作業日(システム日付)がセットされます。
- ・ 対応出願は、連結済みとなります。
出願 ID に作成された出願台帳の ID がセットされます。上図の「521,522」。
出願 ID をダブルクリックすると作成された出願台帳が開きます。

作成された出願台帳

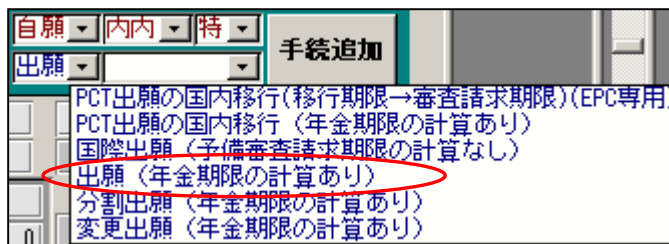
優先日

関連出願

- 基礎出願はそのままコピーされます。
- 対応出願の自分以外の出願は、ファミリー(外国出願)として追加されます。

(2) 出願

出願グループには以下のようなものがあります。

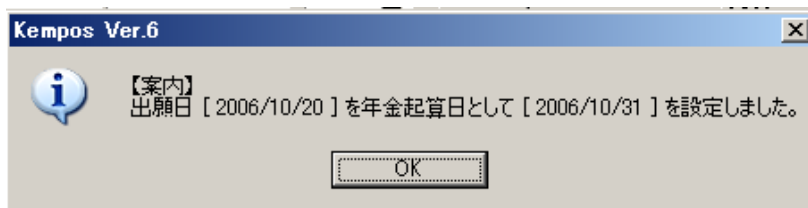


それぞれの手続について説明します。

- ・ PCT 出願の国内移行(移行期限 審査請求期限)(EPC 専用)
PCT 出願の国内移行手続きに関して、EPC 専用で作成してあるものです。
通常の EPC 出願の場合、審査請求期限は「サーチレポートの公開から 6 ヶ月」ですが、PCT 経由の場合、国際公開にて国際調査報告が公開されることで、この日から 6 ヶ月という規定となります。国際公開は優先日から 1 6 ヶ月以内になされる規定になっていますので、それから 6 ヶ月後、優先日から 2 4 ヶ月となり、これは移行期限 (EPC の場合、優先日から 3 1 ヶ月) よりも前となり、EPC への国内移行を行なう時には、この期限を経過しているという状態になります。この場合、移行期限が審査請求期限となります。
この手続きを選択し、移行手続きを入力することで、優先日から 3 1 ヶ月の日付が審査請求期限としてセットされます。
- ・ PCT 出願の国内移行(年金期限の計算あり)
この手続きは、審査請求期限の設定を行わない以外は、上記の手続きと同様です。
当初の KEMPOS では、この手続きで国内移行を入力し、審査請求期限の管理が必要な場合には手動にて入力していました。この手続きはそこで入力している手続きとの互換性のためのもので、現在、新規には使用いたしません。
- ・ 国際出願(予備審査請求期限の計算なし)
KEMPOS にて、PCT 出願で「PCT 分割」の手続きを入力することで、自動作成機能を利用して、EPC のファイルを作成した場合には、親の PCT から自動的に国際出願日、及び国際出願番号がコピーされた状態で、EPC のファイルが作成されます。その場合には、この手続きは不要です。
親の PCT 出願を、当事務所にて管理していない場合、又は PCT 分割にて EPC のファイルを作成しないで、単独で PCT 経由の EPC のファイルを作成した場合、最初の状態では、国際出願日・国際出願番号は入力されていません。
その場合、この手続きにて国際出願の入力を行なうことで、入力した国際出願日・国際出願番号は出願台帳の所定の欄に転記されるとともに、国際出願日は EPC 出願の出願日にも併せて転記されます。
- ・ 出願(年金期限の計算あり)
パリ条約の優先権を主張して EPC 出願を行なった場合は(優先権なしの場合も) この手続きにて入力します。「年金期限の計算あり」とあるのは、EPC 特許においては、第 3 年度分から出願維持年金の納付が必要とされますので、そのための年金納付期限を出願時に設定するように機能するということです。
- ・ 分割出願(年金期限の計算あり)
手続きの機能としては、通常の出願である「出願(年金期限の計算あり)」と同一です。
分割出願であることを明示するために設けています。
- ・ 変更出願(年金期限の計算あり)
EPC に変更出願はありませんので、これを使用することはありません。
一般的な手続きとして、全ての国で使用できるように設定されているものです。

- ・通常のパリ条約の優先権を主張しての（又は優先権なしの）E P C 出願
ここでは、「出願（年金期限の計算あり）」を選択します。

E P 特許の出願は、出願日と出願番号及び納付年数を入力します。
 ここで入力する納付年数は、実際に料金の納付を行なっているものではありません。
 次回年金期限の計算上必要な情報として入力するものです。
 ここで、納付年数には予め「2」がセットされていますので、特に入力する必要はありません。
 ここで納付年数に「2」を入力することで、出願台帳の「納付済」には「2」が転記され、
 次回年金期限には、出願日から2年後の日付がセットされます。
 出願番号の意味は以下のようになっています。
 最初の2桁「06」：2006年に提出されたことを示す数字。
 3桁目からの6桁「334444」：その年毎の連続番号
 最後の2桁「.9」：コンピュータ用の識別子
 正確にいうと「06334444」までが出願番号で、「.9」は出願番号ではありません。



転記ボタンを押しますと、上記のメッセージが表示されます。年金起算日がセットされます。
 E P C の場合、「出願月の末日」と設定しています。

出願の入力を行なった状態の画面です。

- ・ 出願日及び出願番号が転記されています。
- ・ 納付年に「2」がセットされています。
- ・ 存続期限には出願日から20年後の日付がセットされています。
- ・ 年金起算日には[出願月の末日]がセットされています。
- ・ 年金期限には、年金起算日(出願月の末日)から納付年「2年」後の日付がセットされています。

下記は、そのための出願種別の設定画面です。

- ・ 維持年金にチェック：維持年金があることを示します。
- ・ 出願時納付：2がセットされています。出願の入力時に納付年の入力枠が表示されて、初期値として2がセットされた状態になります。
- ・ 存続期限：出願(遡及)から20年。(出願日又は原出願日から20年の意味です)
- ・ 年金起算日：出願月の末日。出願日起算で管理する場合は「出願日」とする場合があります。
- ・ 設定納付年：最初の納付は2年となります。維持年金の出願時納付と同じ値をセットします。
- ・ 年金納付年：1をセット。1年毎に納付・更新してゆくことを意味します。

2. 分割出願(Divisional Application)(第76条)(規則25)

分割出願は、審査部によって発明の単一性なしと判断された場合に、最初に記載された発明以外の発明を審査してもらうために行います。

上記以外でも、出願人は自発的に分割出願を行なうこともできます。自発的な分割出願は、発明の単一性の要件を満たしているか否かにかかわらずできます。いくつかのクレームについて早期に権利化したいといった場合に、それらのクレームのみを分割出願することもできます。

分割出願は、親出願と同じ出願日や優先日を持つものとみなされます。指定国については、分割により広げることできません。

分割出願できる期間は、親出願が取り下げや拒絶が確定しておらず、特許付与通知後に、出願人が明細書の許可テキストに同意する前であればいつでもできます。

KEMPOS上での分割出願の扱いは、他のケースと異なることはありません。

出願関連：フォーム									
関連出願									
		優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	備考
整理番号	P1000		520	1	出願No	2006-001122	登録No	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅
関連出願	外国出願	US	特	出願日	2006/06/06	登録日		<input type="checkbox"/> IDS	備考
整理番号	F2000-US		530	2	出願No	09/234,556	登録No	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅
関連出願	外国出願	CN	特	出願日		登録日		<input type="checkbox"/> IDS	備考
整理番号	F2000-CN		532	3	出願No		登録No	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅
関連出願	4 原願(分割)	EP	特	出願日	2006/10/20	登録日		<input type="checkbox"/> IDS	備考
整理番号	F2000-EP		531	4	出願No	06334444.9	登録No	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅

整理番号	F2000-EP-D1	EP特許	管理者
558	EP	特	内外
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人
顧客名	アルプス電気株式会		
部署	顧客担		
優先権	2006/01/10	出願日	公開日
原出願	2006/10/20	出願No	公開No

自願	内内	特	手続追加
出願			
PCT出願の国内移行(移行期限→審査請求期限)(EPC専用) PCT出願の国内移行(年金期限の計算あり) 国際出願(予備審査請求期限の計算なし) 出願(年金期限の計算あり) 分割出願(年金期限の計算あり) 変更出願(年金期限の計算あり)			

出願手続 : フォーム

経過手続 分割出願

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

出願日 2007年7月7日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

納付年数 1 ~ 2 担当者 印刷済


出願番号 072223333.8

文書名

備考 第1~2年分

追完期限

Kempos Ver.6

 【案内】
出願日 [2007/7/7] を年金起算日として [2006/10/31] を設定しました。

OK

出願台帳 : フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F2000-ep Report Preview Print 自願 内内 特

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 出願 分割出願 手続追加

整理番号 F2000-EP-D1 EP特許 管理者 審判番号

558 EP 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2008/10/31

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部署 顧客担当 存続期限

優先権 2006/01/10 出願日 2007年7月7日 公開日 公告日 登録日

原出願 2006/10/20 出願No 072223333.8 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

納付年 2 月 0 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

(3) 審査経過 / 中間手続

1. 調査報告(Search Report)(92条)

出願が受理されると、調査部により先行技術が調査されてサーチレポートが作成され、送られてきます。先行技術調査はクレームに基づいて行なわれます。サーチレポートには、発明の新規性及び進歩性の判断資料となる引用文献名、その文献と関連するクレーム、文献中の引用箇所、関連の度合いが記載されます。

E P C 出願が第一国出願である場合、すなわち優先権の主張がない場合は、通常、欧州特許庁は出願日から6ヶ月以内にサーチレポートを作成し出願人に送付することになっています。

E P C 出願が第二国出願である場合、すなわち優先権の主張がある場合は、早期サーチの請求がない場合、E P C 出願日から1年以内にサーチレポートを作成、送付することになっています。この場合は、出願公開には間に合わない場合があります。

出願人はサーチレポートを見て、審査請求するかどうか、また補正が必要かどうかを判断します。審査請求は、出願日からサーチレポート公開後6ヶ月以内にします。日本と同様に、早期審査請求をすれば、約3ヶ月で最初の審査結果が得られます。

調査部が「発明の単一性」を満たさないと判断した場合、最初に記載された発明に関してのみ、サーチレポートを作成します。他の発明のサーチレポートの作成を求める場合は、追加のサーチ料が求められます。

追加の調査料を払わない場合、サーチレポートの作成は行なわれず、後の審査においても審査部ではサーチレポートの作成されないクレームは審査されないのので、最終的に「発明の単一性」要件違反で拒絶されることとなります。この場合、他の発明を審査してもらうには分割出願を行なうこととなります。

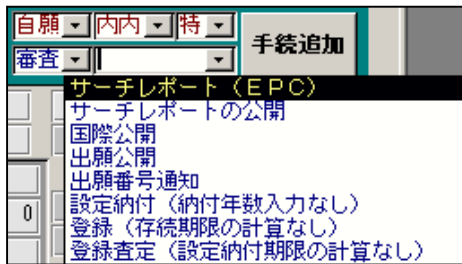
追加の調査料を払うと、残りのクレームに関するサーチレポートも作成され審査されます。審査部において、調査部の「発明の単一性」違反の判断が撤回される場合もあります。この場合出願人の請求により追加の調査料は返金されます。審査部においても、調査部の見解が維持された場合は、他の発明に関しては分割出願を行なう必要があります。その場合、調査料はすでに支払い済みの分は減額されます。

出願人は、サーチレポートを受け取る前は、明細書、クレーム及び図面の補正を行なうことはできません。サーチレポートを受け取った後、審査部から最初のオフィスアクションを受け取る前でも、明細書、クレーム、図面の補正を自発的にすることができます。補正の制限については、日本の場合より厳しくなっているようです。補正ができない場合、分割出願で対応することとなります。

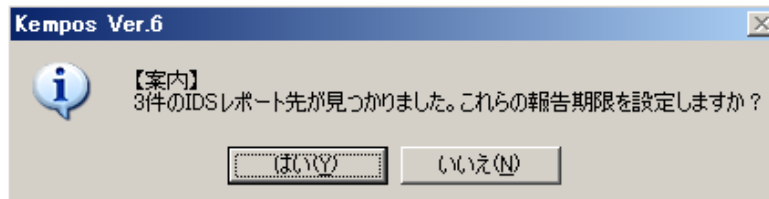
審査部から最初のオフィスアクションを受け取った後は、それに対する応答の際に一回だけ補正をすることができます。

また、この発明の米国出願がある場合、サーチレポートで示された先行技術情報は、I D Sの対象となりますので、米国特許庁への開示(提出)が必要となります。この件に関する、K E M P O Sの設定は、米国特許入力ガイドのI D Sを参照して下さい。

以上のような、サーチレポートですが、KEMPOSでの入力としては、以下のようになります。



このEPC特許出願は、米国特許のIDS監視対象となっていますので、以下のIDS期限設定のダイアログボックスが表示されます。



「はい」を選択することで、次頁のIDS期限の設定画面がポップアップで表示されます。

米国特許のIDS期限の設定画面です。提出期限他を入力します。

出願種別の手続設定画面です。

「サーチレポート」「オフィスアクション」の「IDSRep」にチェックが入っています。

この2つの手続きを行なった更に、US特許のIDS監視対象になっていれば、IDS期限のポップアップウィンドウが開いて、入力を促してきます。

Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	変更/削除
EP	EPO	出願	出願	出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	出願	変更出願	変更出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	出願	分割出願	分割出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		出願	国際出願	国際出願(予備審査請求期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	出願	国内移行	PCT出願の国内移行(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	出願	国内移行	PCT出願の国内移行(移行期限→審査請求)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		審査	国際公開	国際公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		審査	願番通知	出願番号通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	審査	出願公開	出願公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	審査	SR公開	サーチレポートの公開	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	審査	EP調査報告	サーチレポート(EPC)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	審査	設定納付	設定納付(納付年数入力なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	審査	登録	登録(存続期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	特許庁から指令・通知	O.Action	オフィスアクション	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
EP	EPO	特許庁から指令・通知	Rule51(4)	Rule51(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2. 出願公開

EPC 出願は、原則として優先日から 1 年 6 カ月経過後 E P 公報として公開されます。

サーチレポートは出願と共に（場合により出願より後に）優先日から 18 月経過後に公開されます。

このサーチレポートは、原則として出願公開と同時に公開されます（出願公開までにサーチレポートが作成できなかったときは、作成後速やかに公開されます）。

E P C 出願も P C T 出願と同様に優先日から 1 年 6 ヶ月以内に出願公開されます。サーチレポートがこの公開前に作成されている場合には、出願書類が「A 1 ドキュメント」としてサーチレポート共に公開され、サーチレポートが公開前に作成されていない場合には、出願書類が「A 2 ドキュメント」として公開されます。その後、サーチレポートが「A 3 ドキュメント」として公開されます。

出願公開の入力画面です。「公開日」「公開番号」を入力します。

公開日	2007年7月5日	経表示	<input checked="" type="checkbox"/>	DNTm	添付DN
応答元指令					1899
送付日					
受領日					
担当者				印刷済	<input type="checkbox"/>
公開番号	1744532A1				
文書名					

このE P C 出願が、指定国として「GB（英国）」を含んでいる場合は、香港出願期限を設定するダイアログボックスが表示されます。

Microsoft Access

香港出願期限を設定します。

はい(Y) いいえ(N)

ここで、「はい」を押すと、香港出願期限（公開日から 6 ヶ月後）が設定されます。

要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋	外国出願
外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明者 権利者 数量
予審期限		出翻期限		香港願期限 2008/01/05
予審請求		出翻提出		香港出願日

公開日入力後の出願台帳画面です。

出願台帳 : フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f2000-ep Report Preview Print 自願 内内 特 審査 出願公開 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F2000-EP EP特許 管理者 審判番号
531 EP 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2008/10/31

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0
部署 顧客担当 存続期限 2028/10/20

優先権 2006/01/10 出願日 2006年10月20日 公開日 2007年7月6日 公告日 登録日
原出願 出願No 06334444.9 公開No 1744532A1 公告No 登録No

請求項 請求期限 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願
納付年 2月0 審査請求 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

名称 English 印刷済 予審期限 出翻期限 香港願期限 2008/01/05
プリンタのノズル調整装置 予審請求 出翻提出 香港出願日

E P C 出願の出願種別の設定画面です。

出願種別

出願種別設定 部分一致 手続設定 期限設定
国分類 EP 法分類 Edit New Write Delete IDS設定 一覧表示

種別ID 410 Code P 出願国 EPO 法分類 特
並び順ID 410 種別名 EP特許
手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

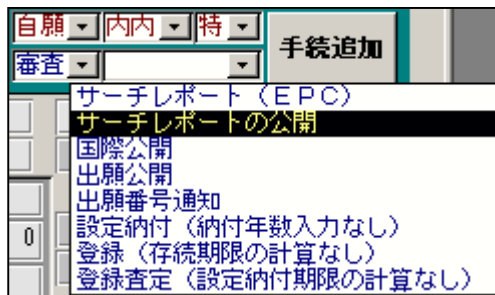
優先出願期限 1 優先証明期限 優先権日 -16 香港出願期限 公開日 -6
優先有効期限 PD翻訳期限 手続日 -4 香港EP指定国 GB
香港登録申請期限 登録日 -6

審査請求期限 SR公開日 -6
予備審査期限 なし 0
追完期限 なし 0
出願翻訳期限
指定納付期限

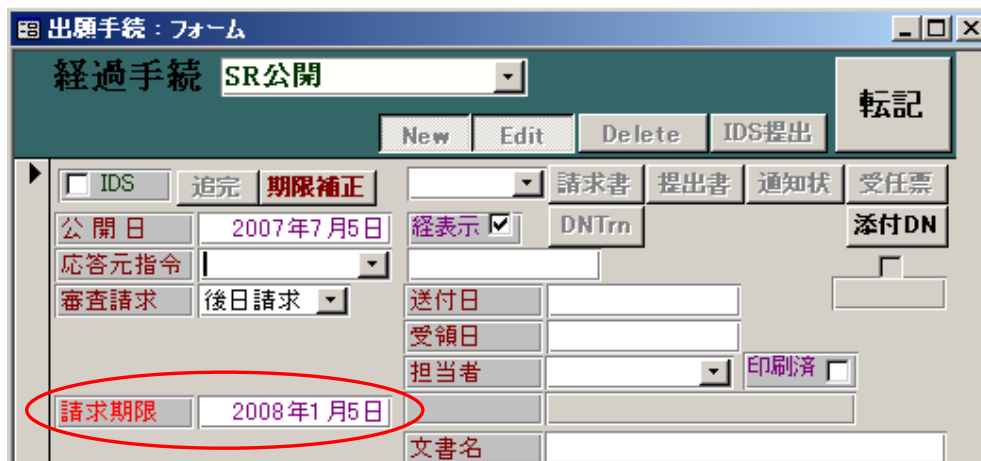
3. 調査報告（サーチレポート）の公開

出願公開時に、サーチレポートが既に準備されている場合、出願公開の付属書類としてそのサーチレポートも公開されます。（この場合、出願公開番号の後ろに「A1」と付されます）

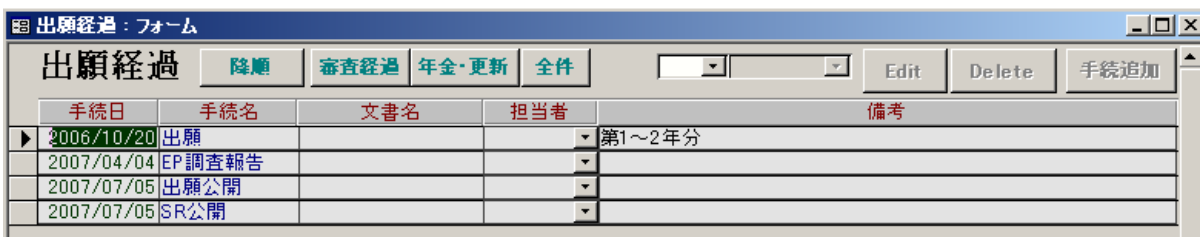
KEMPOSにおいては、同時に公開された場合でも、「サーチレポートの公開」という別の手続きとして入力します。これは、審査請求期限の計算をサーチレポートの公開にともなっているためです。



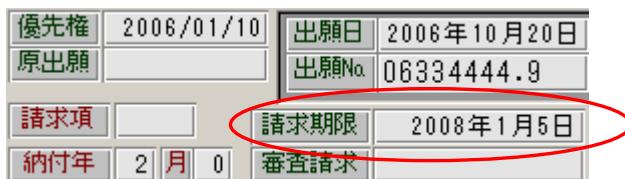
サーチレポート公開の入力です。6ヶ月後に審査請求期限が設定されます。



出願経過には「SR公開」として記録されます。



出願台帳に審査請求期限がセットされています。



4. 審査請求(Request for Examination)

欧州特許出願は、審査請求を行わなければ審査されません。
審査請求の期限は、サーチレポートの公開から6ヶ月以内です。
審査請求は書面で行ない、かつ審査料金が払われるまでは提出したものと認められません。
期限内に審査請求料が支払われないと、欧州特許庁から出願人に通知されます。
この通知から1ヶ月以内であれば、追加料金を払えば審査請求できます。この場合50%の割増料金ががかかります。
また、同じ期間内に指定国料金を払わなければなりません。

審査請求は、出願と同時に行なうこともできます。
審査請求が、サーチレポート送付前に提出されていた場合は、欧州特許庁から以後の手続きを望むか否か、サーチレポートの公開から6ヶ月以内に知らせるように通知が送られてきます。
この通知に回答しないと出願は取り下げられたものと見なされます。
この通知をまたずに、出願人から手続きの続行を希望する旨の書面を提出することもできます。

PCTから移行する場合の審査請求期限は「国際調査報告」の公開から6ヶ月となります。
国際調査報告は、国際公開時に同時に公開されますから、国際公開から6ヶ月となります。
これは、国際調査報告が優先日から16ヶ月で作成されることを考えると、優先日から24ヶ月後となり、移行期限よりも前になります。
それよりも遅く国内移行した場合には、国内移行時に審査請求を行なう必要があります。
この場合も、同じ期間内に指定国料金を払う必要があります。

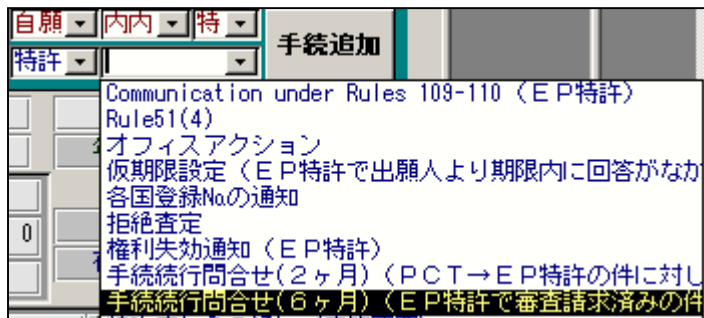
審査請求の入力画面です。

出願台帳に審査請求日がセットされます。

整理番号	F2000-EP	EP特許	管	
531	EP	特	内外	非
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共
顧客名	アルプス電気株式会社			
部署				
優先権	2006/01/10	出願日	2006年10月20日	
原出願		出願No.	06334444.9	
請求項		請求期限	2008年1月5日	
納付年	2月0日	審査請求	2007年12月10日	

5 . 手続続行問合せ

審査請求が欧州サーチレポート送付前に行なわれていた場合、欧州特許庁から、以後の手続きを望むか、欧州サーチレポートの公開から6ヶ月以内に、知らせるように通知が送られてきます。この通知に回答しないと出願は取り下げられたものと見なされます。また、この通知を待たず、出願人から手続きの続行を望む旨の書面を提出することもできます。



手続続行問合わせ(6ヶ月)の入力画面です。通知日は、サーチレポートの公開日です。期限は、応答期限として管理されます。期限名は「手続続行」です。

出願手続: フォーム
経過手続 手続続行問06
New Edit Delete IDS提出 転記
IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票
通知日 2007年7月5日 経表示 添付DN
送付日
受領日
担当者 印刷済
手続続行 2008年1月5日 文書名
最終期限 備考

出願台帳: フォーム
出願台帳(積) 完全一致 整理番号 F3000-ep Report Preview Print 自願 内内 特
Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 特許 手続続行問 手続追加
整理番号 F3000-EP EP特許 管理者 審判番号
559 EP 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2008/10/31
顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0
部署 顧客担当
手続続行 2008/01/05
存続期限 2028/10/20

PCTから移行した場合には、通知から2ヶ月以内に回答する必要があります。この場合は、プルダウンで「手続続行問合わせ(2ヶ月)」を選択します。この場合の期限名は「手続続行 02」です。

6. 手続続行請求

審査請求が欧州サーチレポート送付前に行なわれていた場合、欧州特許庁から、以後の手続きを望むか、欧州サーチレポートの公開から6ヶ月以内に、知らせるように通知が送られてきます。手続続行請求は、それに対する応答手続きです。

The screenshot shows a software interface with a menu titled '手続追加' (Add Procedure). The menu items are: 期間延長 (Extension of Term), 指定国登録 (Designation of Countries for Filing), 手続続行請求 (E P特許) (Procedure Continuation Request (E P Patent) - highlighted), 処理続行請求 (E P特許) (Processing Continuation Request (E P Patent)), 審査請求 (Request for Examination), 追完提出 (Request for Completion), 特許庁へのその他の提出書類 (Other documents to be submitted to the Patent Office), 分割手続 (Divisional Procedure), 変更手続 (Amendment Procedure), 翻訳文の提出 (Submission of Translation), and 優先権証明書提出 (Submission of Priority Certificate).

手続続行請求の入力画面です。

応答元指令として「手続続行問06」がセットされています。手続続行請求はこの指令に対する応答手続きであることを示すものです。

手続続行請求の入力を行なうことで、応答期限はクリアされます。

The screenshot shows the '手続続行請求' (Procedure Continuation Request) input form. The window title is '出願手続: フォーム' (Application Procedure: Form). The form has a header with '経過手続' (Previous Procedure) and a dropdown menu set to '手続続行請求'. Below the header are buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', and '転記'. The main form area contains several fields: 'IDS' (checkbox), '追完' (checkbox), '期限補正' (checkbox), '請求書' (dropdown), '提出書' (dropdown), '通知状' (dropdown), and '受任票' (dropdown). There are also buttons for '送付' and '添付DN'. The '提出日' (Submission Date) is set to '2007年12月12日'. The '応答元指令' (Response Source Instruction) is set to '手続続行問06'. The 'DNTm' field is set to '2007年7月5日'. There are also fields for '送付日' (Delivery Date), '受領日' (Receipt Date), and '担当者' (Responsible Person), along with an '印刷済' (Printed) checkbox.

7. 早期審査の請求 (Accelerated Search)

出願人が、欧州特許出願の審査を早期に行なって欲しいと望む場合、出願人はサーチと審査の双方について、早期の実施を請求することができます。

優先権を主張する欧州特許出願に対して早期サーチの請求が出ている場合、欧州特許庁は、通常早期サーチ請求から6ヶ月以内に出願人に送付されます。

優先権を伴わない出願については、通常、出願日から6ヶ月以内に出願人に送付されます。

早期審査が請求されている場合、欧州特許庁は第一回のオフィスアクションを、その請求の日から3ヶ月以内に出願人に送付するようにしています。

その後のオフィスアクションは、出願人からの回答から3ヶ月以内に送付するようにしています。

早期審査の請求につきましては、経過への記録のみサポートしています。

それに伴う各種の設定につきましては、管理してはおりません。

A screenshot of a software menu. The menu is titled '手続追加' (Add Procedure). It contains several options: '期間延長' (Extension of Period), '指定国登録' (Designation of Countries for Registration), '手続続行請求 (E P特許)' (Request for Continuation of Procedure (E P Patent)), '処理続行請求 (E P特許)' (Request for Processing Continuation (E P Patent)), '審査請求' (Request for Examination), '早期審査請求 (E P)' (Accelerated Search Request (E P)), '追完提出' (Request for Completion), and '特許庁へのその他の提出書類' (Other Documents to be Submitted to the Patent Office). The option '早期審査請求 (E P)' is highlighted in black.

以下は、早期審査請求の入力画面です。

A screenshot of a software window titled '出願手続 : フォーム' (Application Procedure : Form). The window displays the '経過手続' (Progress Procedure) as '早期審査請求' (Accelerated Search Request). The interface includes several buttons: 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', '転記', 'IDS', '追完', '期限補正', '請求書', '提出書', '通知状', '受任票', '提出日', '2007年1月10日', '経表示', 'DNTTrn', '添付DN', '送付日', '受領日', '担当者', and '印刷済'. The '提出日' (Submission Date) is set to '2007年1月10日'.

8 . 庁指令(Office Action)

審査請求がなされると、欧州特許出願は審査部に移管され、実体審査が開始されます。出願が条約で定める要件を満たしていないと判断した場合、審査官は最初のオフィスアクション (first communication) を送付します。

出願人は、これに対して所定の期間内(通常は4ヶ月)に回答書(意見書及び補正書)を提出することができます。

回答書提出期限は、期間延長請求書を提出することで延長することができます。

期限内に回答しないと、その出願は取り下げられたものと見なされます。

ただし、処理続行請求による救済措置が設けられています。

審査部は、必要と認める限り、出願人に対して何度でも庁指令を出すことができます。

審査部が最終的に特許を付与できないと判断した場合は、拒絶査定がなされます。

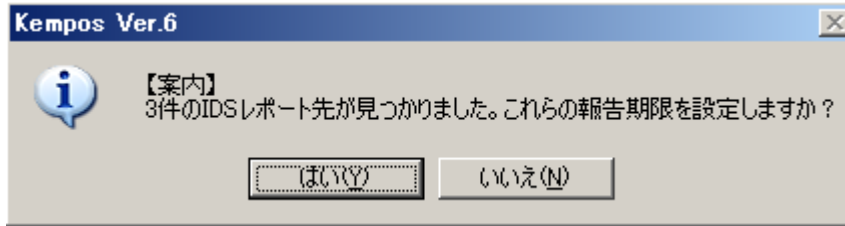
補正等により、拒絶が解消されたと判断された場合、特許査定に至る手続きに進みます。

自願	内内	特	手続追加
特許			
Communication under Rules 109-110 (E P特許)			
Rule51(4)			
オフィスアクション			
仮期限設定 (E P特許で出願人より期限内に回答がな			
各国登録Noの通知			
拒絶査定			
権利失効通知 (E P特許)			
手続続行問合せ(2ヶ月) (PCT→E P特許の件に対し			
手続続行問合せ(6ヶ月) (E P特許で審査請求済みの件			
特許庁からの通知 (応答不要)			

オフィスアクションの入力画面です。4ヶ月後に応答期限が設定されます。

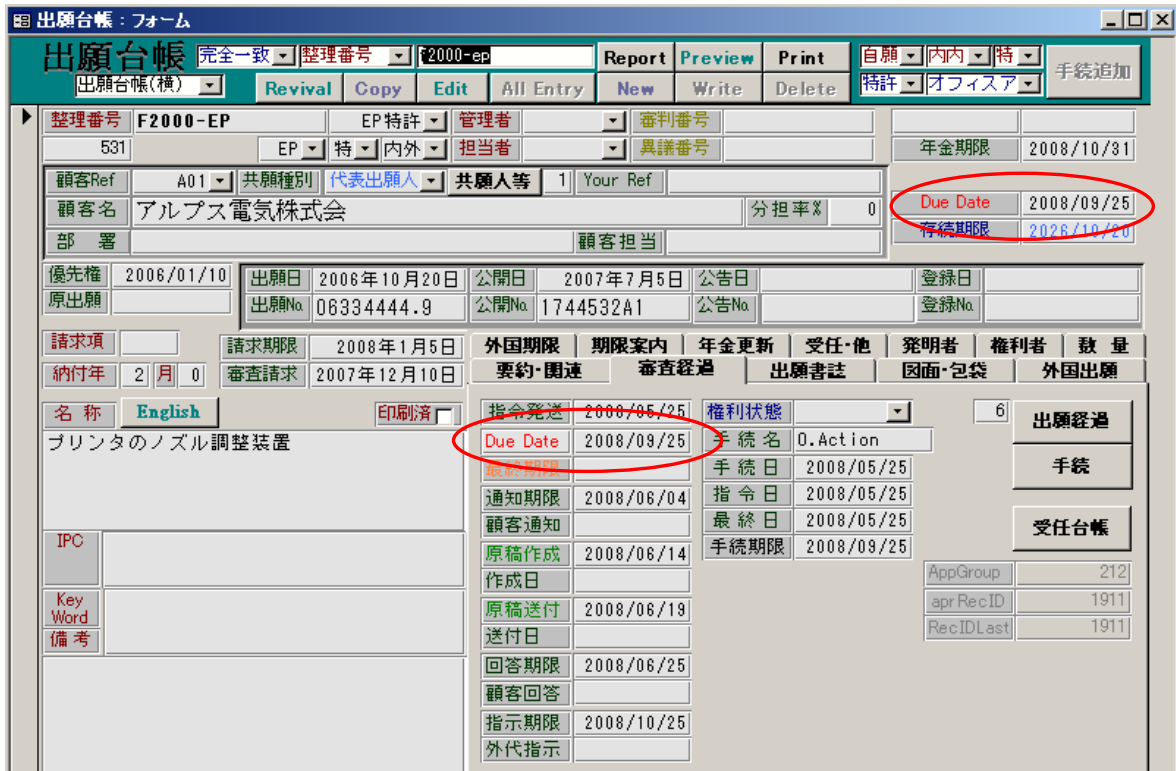
出願手続 : フォーム		経過手続 O.Action		転記
New		Edit	Delete	IDS提出
<input checked="" type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正		請求書 提出書 通知状 委任票
発送日	2008年5月25日	経表示	<input checked="" type="checkbox"/>	DNTrn 添付DN
送付日		担当者		印刷済 <input type="checkbox"/>
受領日				
Due Date	2008年9月25日	文書名		
最終期限		備考		
回答期限	2008年6月25日			
原稿作成	2008年6月14日			
原稿送付	2008年6月19日			
通知期限	2008年6月4日			
指示期限	2008年10月25日			

このEPC出願が米国特許出願の監視対象となっている場合、欧州調査報告と同様に、IDS期限設定のダイアログボックスが表示されます。



以降の、IDS期限設定の作業は、調査報告の場合と同じです。

以下は、オフィスアクション入力後の出願台帳画面です。



応答期限が設定されています。

9. 期間延長請求(Extension)

欧州特許庁の指定期限は、事前に延長請求を提出すれば延長できます。
ただし、指定期間と合計して6ヶ月を超える延長は原則として認められません。

自願	内内	特	手続追加
特許	期間延長		
期間延長			
指定国登録			
手続続行請求 (EP特許)			
処理続行請求 (EP特許)			
審査請求			
追完提出			
特許庁へのその他の提出書類			
分割手続			
変更手続			
翻訳文の提出			
優先権証明書の提出			

出願手続：フォーム

経過手続 期間延長

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

申請日 2008年9月3日 経表示 DNTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

延長期限

最終期限

文書名

備考

延長後の期限は、手動で入力するようにします。
期限の名称は「延長期限」となります。

出願手続：フォーム

経過手続 期間延長

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

申請日 2008年9月3日 経表示 DNTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

延長期限 2008年10月25日 文書名

最終期限 備考

出願台帳：フォーム

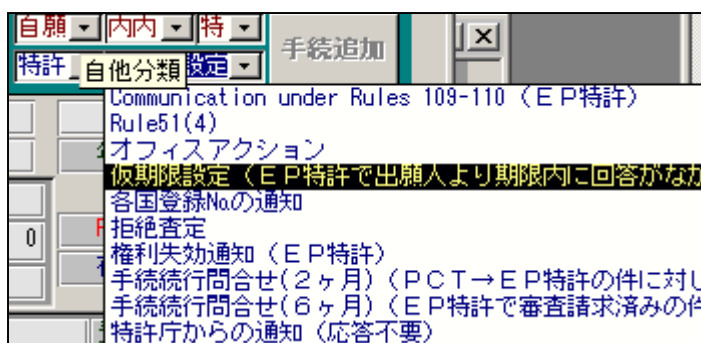
出願台帳 完全一致 整理番号 F2000-ep Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 特許 期間延長

整理番号	F2000-EP	EP特許	管理者	審判番号		年金期限	2008/10/31
531	EP	特	内外	担当者	異議番号		消滅日
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1	Your Ref	
顧客名	アルプス電気株式会		分担率%	0		延長期限	2008/10/25
部署		顧客担当				存続期限	2026/10/20

10. 仮期限設定

欧州特許庁からの指定期限内に、出願人からの回答がなかった場合の所内処理です。期指定限までに指令に回答しなかった場合、権利失効通知が送付されてきますが、それまでは処理続行請求(Further Processing)の正式な期限は確定しません。この場合に、応答期限はすでに経過した状態になっていますので、一旦この期限を、仮に延長しておきます。したがって、法的な決まりはありませんが、通常1ヶ月程度延長した期限を設定しておきます。そして、後に権利失効通知が送付された段階で、正式な処理続行請求の期限を設定します。したがって、この仮期限設定でセットされる応答期限の名前は「FP 仮期限」としています。



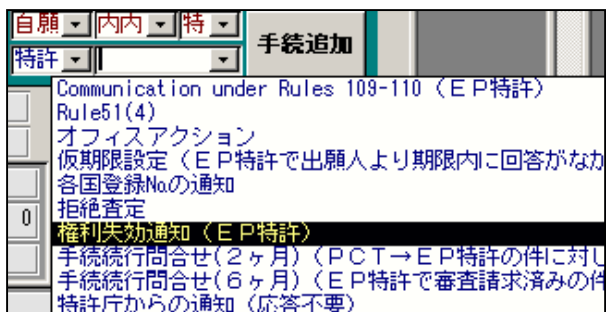
仮期限設定の入力画面です。
期限は手動で入力します。
期限の名称は「FP 仮期限」です。

The image shows a software window titled '出願手続: フォーム' (Application Procedure: Form). The main title is '経過手続 仮期限設定' (Progress Procedure Temporary Deadline Setting). There are buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', and '転記'. Below these are buttons for 'IDS', '追完', '期限補正', '請求書', '提出書', '通知状', '受任票', '添付DN', and 'DNTrn'. A date field shows '2007年11月12日'. There are fields for '送付日', '受領日', '担当者', and '印刷済'. At the bottom, there are fields for 'FP 仮期限', '最終期限', '文書名', and '備考'. The 'FP 仮期限' field is circled in red.

11. 権利失効通知

期限が経過したために、出願が拒絶されたり取り下げたものと見なされた場合、欧州特許庁は出願人にその旨を通知します。

出願人は、通知を受け取ってから2ヶ月以内に、見直しの請求を行なうことができます。この場合の救済措置としては「処理続行請求」と「回復請求」があります。



権利失効通知の入力画面です。2ヶ月後の日付が計算セットされます。期限の名称は「FP 正式期限」です。

A screenshot of the '権利失効通知' (Right Expiry Notification) input form. The form is titled '出願手続 : フォーム' (Application Procedure : Form). It has a dropdown menu for '経過手続' (Progress Procedure) set to '権利失効通知'. There are buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', and '転記'. Below these are buttons for 'IDS', '追完', '期限補正', '請求書', '提出書', '通知状', and '受任票'. There are also buttons for '送付日', '受領日', '担当者', and '印刷済'. A red circle highlights the 'FP 正式期限' field, which is set to '2009年1月10日'. There are also fields for '最終期限' and '備考'.

出願種別の応答期限設定の画面です。

A screenshot of the '手続期限設定' (Procedure Period Setting) screen. The screen is titled '応答期間設定' (Response Period Setting). It has a dropdown menu for '出願種別' (Application Type) set to '410' and a dropdown menu for '手続ID' (Procedure ID). Below this is a table with columns: '共通種別' (Common Type), '国名' (Country), '固有種別' (Specific Type), '期限を発生する手続' (Procedure that generates the period), '期限題名' (Period Name), '起算日' (Start Date), and '応答期限' (Response Period) with sub-columns for '国内' (Domestic) and '外国' (Foreign). The table contains several rows, with the row for '権利失効通知(E P特許)' highlighted in red.

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限	
						国内	外国	国内	外国
	EPO	EP 特許	手続続行問合せ(6ヶ月)(EP特	手続続行	手続日	-6	-6		
	EPO	EP 特許	手続続行問合せ(2ヶ月)(PCT-	手続続行0	手続日	-2	-2		
	EPO	EP 特許	仮期限設定(EP特許で出願人	FP 仮期限	応答期	-2	-2		
	EPO	EP 特許	権利失効通知(E P特許)	FP 正式期	手続日	-2	-2		
	EPO	EP 特許	Communication under Rules 10	自発補正	手続日	-1	-1	0	0
	EPO	EP 特許	オフィスアクション	Due Date	手続日	-4	-4		
	EPO	EP 特許	Rule51(4)	Rule51(4)	手続日	-3	-3		

12. 処理続行請求(Request for Further Processing)(第 121 条)

処理続行請求は欧州特許庁の定めた「指定期間」の期限を逸した場合の救済措置です。特許付与前の欧州特許出願に対してのみ適用され、特許後の異議手続きで期限を逸した場合には適用されません。

この規定が適用されるのは、欧州特許庁が設定した期限に対してのみで、条約が規定する期限(優先権主張期間、審査請求期間等)には適用されません。

処理続行請求では、出願人が何故、指定された期限を遵守できなかったのを説明する陳述は必要とされません。請求がなされ、手数料が納付されれば、手続きは続行されます。

処理続行請求は、出願の拒絶又は取り下げと見なされる決定の通知の日から 2 ヶ月以内に行なう必要があります。また本来行なうべき手続きはこの期限内に完了させる必要があります。

自願	内内	特	手続追加
特許	処理続行請		
期間延長		手続種別	
指定国登録		手続続行請求 (E P特許)	
手続続行請求 (E P特許)		処理続行請求 (E P特許)	
審査請求			
追完提出			
特許庁へのその他の提出書類			
分割手続			
変更手続			
翻訳文の提出			
優先権証明書の提出			

処理続行請求は「権利失効通知」に対する応答手続きです。

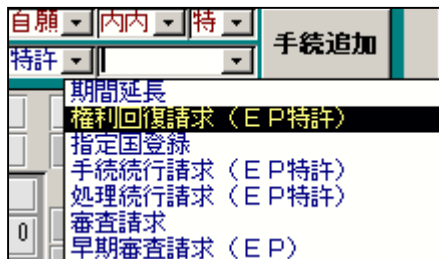
以下は、その入力画面です。

処理続行請求を入力することで、応答期限はクリアされます。

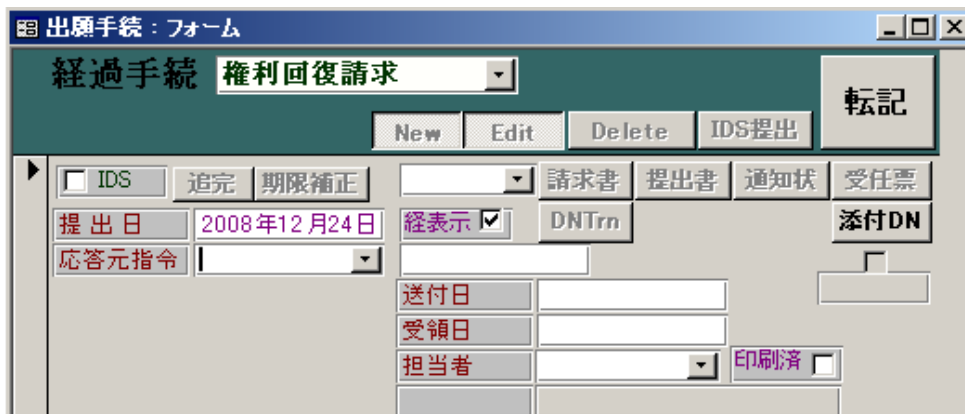
経過手続		処理続行請求	転記
New	Edit	Delete	IDS提出
<input checked="" type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正	請求書
提出日	2008年12月25日	経表示	提出書
応答元指令	権利失効通知	DNTTrn	通知状
	2008年11月10日		受任票
送付日			添付DN
受領日			
担当者		印刷済	<input type="checkbox"/>

13. 権利回復請求(Restitution in Integnum) (第 122 条)

回復請求は、権利の失効を救済するもう1つの方法です。
ただし、こちらの場合は「十分な注意を払ったこと」「事情が予見し難い要因によるものであること」を示した場合にしか認められません。
期限は原因がなくなってから2ヶ月で、かつ当初の期限から1年以内となります。
要件が厳しいので、通常、使用されることは少ないようです。



権利回復請求は「権利失効通知」に対する応答手続きです。
以下は、その入力画面です。
権利回復請求を入力することで、応答期限はクリアされます。



14. 拒絶査定

審査官が最終決定が適当と判断すると、他の審査官と相談の上、欧州特許を付与できないという審査部としての拒絶査定がなされます。

拒絶査定の理由は、オフィスアクションにより出願人にコメントの機会を与えたものでなければなりません。オフィスアクションにない理由で拒絶査定になることはありません。

拒絶査定に不服の場合は、審判を請求します。審判請求できる期間は、拒絶査定から2ヶ月です。欧州特許では、特別に拒絶査定に対する審判というものはありません。各部の査定や決定に対して不服のある場合は、前審から2ヶ月以内に審判を請求できる旨の規定が106条以下にあります。

自願	内内	特	手続追加
特許	拒絶査定		
Communication under Rules 109-110 (EP特許)			
Rule51(4)			
オフィスアクション			
仮期限設定 (EP特許で出願人より期限内に回答がな			
各国登録Noの通知			
拒絶査定			
権利失効通知 (EP特許)			
手続続行問合せ(2ヶ月) (PCT→EP特許の件に対し			
手続続行問合せ(6ヶ月) (EP特許で審査請求済みの件			
特許庁からの通知 (応答不要)			

拒絶査定の入力画面です。2ヶ月後に応答期限が設定されます。期限名は「審判請求」です。

出願手続: フォーム	
経過手続 拒絶査定	
New Edit Delete IDS提出 転記	
<input type="checkbox"/> IDS	追完 期限補正
送 達 日	2009年3月3日
経表示	<input checked="" type="checkbox"/>
請求書	提出書 通知状 受任票
送付日	1915
受領日	
担当者	印刷済 <input type="checkbox"/>
審判請求	2009年5月3日
最終期限	
文書名	
備考	

拒絶査定入力後の出願台帳画面です。応答期限(審判請求)がセットされています。

出願台帳: フォーム	
出願台帳 完全一致 整理番号 F2000-ep Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加	
Revival Copy Edit All Entry New Write Delete	
整理番号 F2000-EP	EP特許 管理者
531	EP 特 内外 担当者
顧客Ref A01	共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
顧客名 アルプス電気株式会社	分担率% 0
部 署	顧客担当
年金期限	2008/10/31
審判請求	2009/05/03
存続期限	2026/10/29

15. 審判請求

審判請求をすることができる決定は以下のものです。

「受理部がした決定」「審査部がした査定」「異議部がした決定」「法律部がした決定」で自己に不利益となっているもの。「拒絶査定」はこのなかに含まれます。

審判は第二審でかつ最終審となり、裁判所への出訴はできません。

査定系の審判では、職権審理で、審判部は審査部の決定の理由、その証拠にも拘束されません。

審判請求は、前審の決定から2ヶ月以内に、審判請求書を提出します。

さらに、前審の決定（この場合拒絶査定）から4ヶ月以内に、審判請求理由書を提出する必要があります。

EPC特許の期限設定です。

手続期間設定						応答期間設定							
						出願種別		手続ID					
共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限					
						国内	外国	国内	外国				
	EPO	EP特許	拒絶査定	審判請求	手続日	-2	-2	0	0				
	EPO	EP特許	異議受け(応答期限の設定あり)	答弁書	手続日	-4	-4	0	0				
	EPO	EP特許	審判請求	理由補充	指令発送	-4	-4	0	0				
	EPO	EP特許	手続続行問合せ(6ヶ月)(EP特許)	手続続行	手続日	-6	-6						
	EPO	EP特許	手続続行問合せ(2ヶ月)(PCT)	手続続行0	手続日	-2	-2						
	EPO	EP特許	仮期限設定(EP特許で出願人)	FP仮期限	応答期間	-2	-2						
	EPO	EP特許	権利失効通知(EP特許)	FP正式期間	手続日	-2	-2						

指令発送（拒絶査定）から4ヶ月で計算しています。

外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明
要約・関連	審査経過	出願書誌	因循	
指令発送	2009/03/03	権利状態		
審判請求	2009/05/03	手続名	拒絶査定	

16. 中間変更(109 条)

「決定が争われている部課は、審判請求が受容され、十分理由があるものと認める場合、その決定を是正する。この規定は、審判請求人が審判手続の他の当事者と対立している場合には適用しない」とあります。

日本における審査前置に似ているともいえます。

このことが生じるのは、「審判請求人が審判請求と同時に補正書を提出した」「決定を下した部署(審査部)が資料を十分に考慮しなかった」「必要な書面が庁内の不手際で遅く届いた」といった場合が考えられます。

一般的には、審判請求と同時に補正した場合、審査部が審査し、受容できる場合は、拒絶査定を取り消し、特許査定を行なうということになります。

中間変更の入力画面です。

この入力に伴う期限の設定等はありません。

The screenshot shows a software window titled "出願手続: フォーム" (Application Procedure: Form). The main area is labeled "経過手続" (Process) with a dropdown menu set to "中間変更" (Intermediate Change). Below this are several buttons: "New", "Edit", "Delete", "IDS提出", and "転記". A sub-section contains a grid of buttons: "IDS" (checkbox), "追完", "期限補正", "請求書", "提出書", "通知状", and "受任票". Below these are input fields: "発送日" (2009年6月6日), "経表示" (checked), "DNTm", "添付DN", "応答元指令" (審判請求), and "2009年5月1日". Further down are "送付日", "受領日", "担当者" (dropdown), and "印刷済" (checkbox).

17. 審決(111 条)

審判請求を容認できるか否かを審理した後、審判部は審判請求について審決します。審決は基本的には以下の2種類になります。

- ・ 審判廷で決定を出す審決。
この場合、審判請求の元の部署と同等の権限で、新たな決定を行います。
- ・ 審判廷で決定を出さない審決。
この場合、審判請求の元の部署に差し戻します。

自願	内内	特	手続追加
異議	審決(審判)		
審決(審判) : 経過として記録、応答期限の設定なし。			
審判請求			
中間変更(EPC審判請求)			

審決の入力画面です。

登録審決か拒絶審決かは、備考に記載します。

これに伴う期限の発生はありません。

経過としてのみ記録します。

経過手続 審決		転記
New Edit Delete IDS提出		
<input type="checkbox"/> IDS	追完 期限補正	請求書 提出書 通知状 受任票
審決日	2009年11月11日	経表示 <input checked="" type="checkbox"/> DNTrn 添付DN
送付日		
受領日		
担当者		印刷済 <input type="checkbox"/>
文書名		
備考	登録審決	

18. 特許査定(Decision to Grant)(Rule51(4))

欧州特許の特許査定にあたる手続きは一般に「ルール 51(4)」と呼ばれています。審査部は特許付与を決定する前に、出願人に特許を付与しようとする明細書(許可テキスト)を送付して、出願人に通知します。これには以下のことが記載されています。

- ・ 特許許可料金及び公報印刷料金の支払い
- ・ 手続き言語以外の2つの公用言語によるクレームの翻訳文の提出

この期間は通常4ヶ月が指定されます。最大2ヶ月延長することができます。

2002年6月までの取り扱いでは、Rule51(4)で出願人に明細書テキストへの同意を求めてRule51(6)の通知で、料金の支払い、クレームの翻訳を求めるようになっていましたが、現在はこれがRule51(4)に一本化されています。

Rule51(4)の通知後に、補正を行なうことができます。

補正を行なった場合(補正クレームの翻訳文を提出した場合)、補正クレームの内容で特許を発行することに同意したとみなされます。

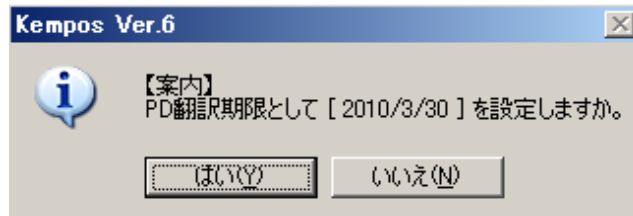
審査部で補正に同意できない場合、出願人に意見を求め再度補正を行なうよう求めてきます。

自願	内内	特	手続追加
特許			
Communication under Rules 109-110 (E P特許)			
Rule51(4)			
オフィスアクション			
仮期限設定 (E P特許で出願人より期限内に回答がな...			
各国登録No.の通知			
拒絶査定			
権利失効通知 (E P特許)			
手続続行問合せ(2ヶ月) (PCT→E P特許の件に対し			
手続続行問合せ(6ヶ月) (E P特許で審査請求済みの件			
特許庁からの通知 (応答不要)			

Rule51(4)の入力画面です。4ヶ月後に期限が設定されます。期限名は「Rule51(4)」です。

出願手続: フォーム	
経過手続	Rule51(4)
New Edit Delete IDS提出 転記	
<input type="checkbox"/> IDS	追完 期限補正
請求書	提出書
通知状	受任票
発送日	2009年11月30日
経表示	<input checked="" type="checkbox"/>
DNTTrn	添付DN
送付日	1919
受領日	
担当者	印刷済 <input type="checkbox"/>
Rule51(4)	2010年3月30日
最終期限	文書名
	備考

EPC出願については、第一国出願の翻訳文の提出が必要です。
 ただし、第一国出願と欧州特許出願の内容が実質的に同一である場合は、宣誓書を提出することで、翻訳文の提出は不要となります。
 この期間は、欧州特許庁からの指定によりますが、特許査定のお知らせから4ヶ月となります。
 以下のダイアログボックスが表示されますので、「はい」を選択します。



「PD 翻訳期限」とは、優先権証明書書の翻訳期限を指しますが、具体的には第一国出願の明細書の翻訳文を指します。

以下は、出願台帳画面で、応答期限・PD 翻訳期限の設定されたものです。



要約・関連		審査経過		出願書誌		図面・包袋		外国出願	
外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量			
予審期限		出翻期限		香港願期限	2008/01/05				
予審請求		出翻提出		香港出願日					
証明期限		PD翻期限	2010/03/30	香登申期限					
証明提出		PD翻提出		香登申請日					

19. 料金納付 (Issue Fee)

出願人には、特許査定により許可テキストが送付され、合わせて以下のことを求めてきます。

- ・ 特許許可料金及び公報印刷料金の支払い
- ・ 手続言語以外の2つの公用語によるクレームの翻訳文の提出

出願人が、指定された期間（通常4ヶ月）以内に、上記の手続きを行なうことで、許可テキストに基づく特許の発行を承認したものと見なされます。

KEMPOSでは、料金納付の入力を行なうことで、これらの手続きを行なったものとします。この入力を行なうことで、応答期限は解除されます。

自願	内内	特	手続追加
審査			
			サーチレポート (EPC)
			サーチレポートの公開
			国際公開
			出願公開
			出願番号通知
			設定納付 (納付年数入力なし)
			登録 (存続期限の計算なし)
			登録査定 (設定納付期限の計算なし)

料金納付の入力画面です。特許査定(Rule51(4))に対する応答手続きとなります。

経過手続		設定納付	転記
New	Edit	Delete	IDS提出
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正	請求書
納付日	2010年3月25日	経表示 <input checked="" type="checkbox"/>	提出書
応答元指令	Rule51(4)	DNTm	通知状
		2009年11月30日	受任票
		送付日	添付DN
		受領日	
		担当者	印刷済 <input type="checkbox"/>

20.登録(特許付与)(Grant of Patent)

特許要件を満たし、Rule51(4)で指定された料金を支払った欧州特許出願は、その旨が欧州特許公報に記載されます。明細書・クレーム・図面が公表され、出願人には特許証が交付されます。特許権者は、特許付与の公告の日から、各指定国において、それぞれの国内特許権と同等の権利を取得します。

経過手続	登録	転記				
New	Edit	Delete	IDS提出	転記		
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正	請求書	提出書	通知状	受任票
登録日	2010年5月10日	経表示 <input checked="" type="checkbox"/>	DNTTrn	添付DN		
応答元指令						
送付日						
受領日						
担当者			印刷済 <input type="checkbox"/>			
登録番号	1744532B1					
文書名						

特許番号はドイツ以外は公開番号と同じですが、末尾に「B1」「B2」がついています。

「B1」は異議申し立てがされる前の特許であることを意味します。

「B2」は異議申し立て中に補正があった場合、補正後のクレームで再公開されていることを示しています。

ドイツの場合は、別の登録番号が付与されます。(例) 69523217.9

6 : 欧州特許庁に英語、フランス語で出願されたものの翻訳であることを示します。

9 5 : 1 9 9 5 年の出願であることを示します。

2 3 2 1 7 : その年の連番を示します。

. 9 : コンピュータ用の識別子です。

E P C には「付与後異議」の制度があります。その期間は、特許付与日（特許公報の公示日）から9ヶ月以内です。

異議申立がされると、異議申立人と特許権者が異議申立の当事者となります。

異議申立は欧州特許が放棄・失効した後でも行なうことができます。

K E M P O S 上で、この9ヶ月の期間は特に管理していません。

異議申立の詳細は、異議申立の項で説明します。

21. 指定国への移行

欧州特許条約は、締約国の全ての国で有効な特許を自動的に発行するものではありません。特許権は単一の特許権ではなく、出願人が指定した国の国内特許の束として与えられます。

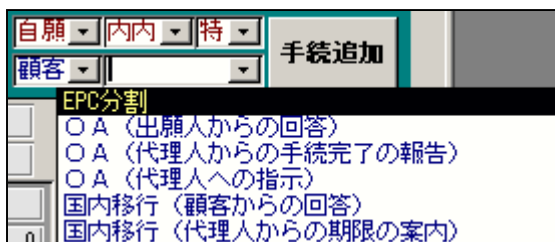
指定国側では、明細書が自国の公用語で作成されていない場合は、所定の期間内に翻訳を提出することを要求することができます。その期間内に翻訳が提出されなかった場合は、その国では特許権は発生しません。

この翻訳提出の期間は、通常、特許付与日から3ヶ月で、各指定国はそれ以上の期間を認めることもできます。

特定締約国特有の国内先行技術は、欧州特許庁では特許性の審査において考慮されません。未公開の先願開示技術(日本における29条の2)は、指定国別に適用されます。したがって、欧州特許権が付与されても、特定の指定国で無効とされる場合もあります。

これらの作業は実際には、現地代理人に依頼することで、ほとんど自動的に処理されるものと思われます。

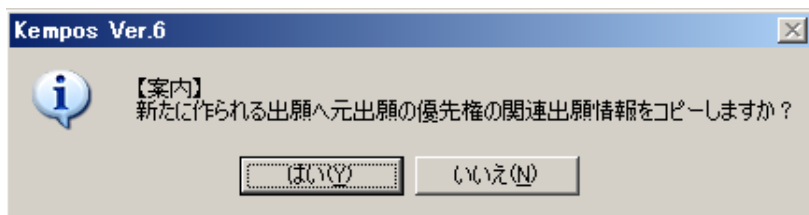
KEMPOS上での指定国移行手続きが「EPC分割」となります。これは、親のEPCから子の指定国のファイルを自動作成する手続きです。

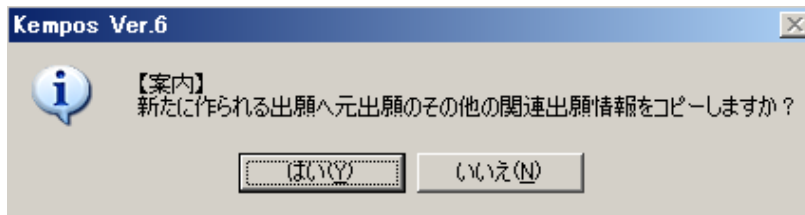


EPC分割の入力画面です。通常「転記」となっているボタンが「指定国」となっています。

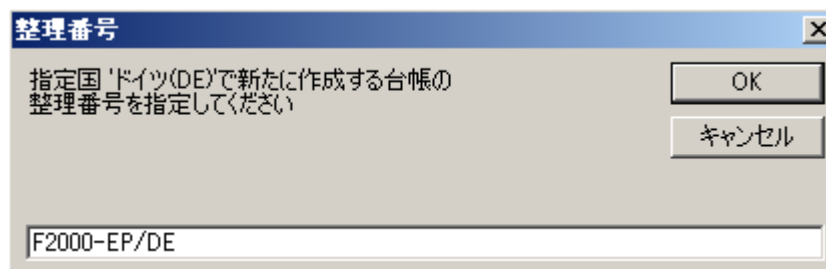
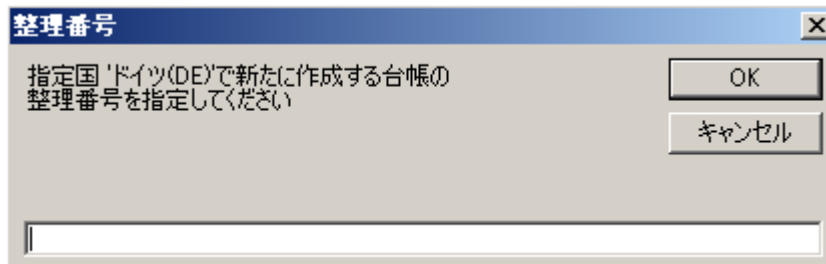


ここで「指定国」ボタンを押しますと、以下の一連のダイアログボックスが表示されます。



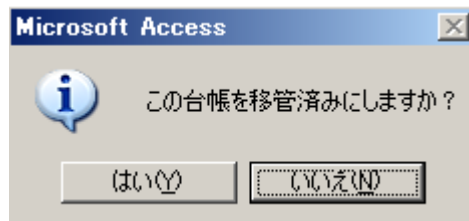


関連出願で「指定(EPC)」として入力してある国の数だけ、指定国の整理番号を入力してゆきます。



ここで、親のEPCのデータをコピーして子の指定国のファイルが作成されます。

すべての指定国のファイルを作成した後、親のEPCのファイルを「移管済み」にするかを聞いてきます。「移管済み」にすると、消滅扱いとなります。



EPC分割の記録は、出願経過に記録されます。これは、ファイルを作成した作業日です。

2010/03/25	設定納付			
2010/05/10	登録			
2010/05/15	EPC分割			ドイツへ移管:F2000-EP/DE

指定国の国コードのみ入力してあった関連出願には、新規作成された指定国の整理番号が追加されあらたに作成された指定国ファイルへの連結が設定されます。

関連出願	5	指定(EPC)	DE	特	出願日	2006/10/20	登録日
整理番号	F2000-EP/DE		580	5	出願No.		登録No.
関連出願	6	指定(EPC)	FR	特	出願日	2006/10/20	登録日
整理番号	F2000-EP/FR		581	6	出願No.		登録No.
関連出願	7	指定(EPC)	GB	特	出願日	2006/10/20	登録日
整理番号	F2000-EP/GB		582	7	出願No.		登録No.

新たに作成された、E P C 指定国の台帳です。
親の E P C 出願の内容をそのまま引き継いでいます。必要な箇所は修正します。

出願台帳 フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f2000-ep/de Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加
出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 顧客 EPC分割

整理番号 F2000-EP/DE DE特許 管理者 審判番号
560 DE 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2008/10/31

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0 存続期限 2026/10/20
部署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年10月20日 公開日 公告日 登録日 2010年5月10日
原出願 出願No. 06334444.9 公開No. 公告No. 登録No. 174453281

請求項 請求期限 2008年1月5日 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量
納付年 2月0 審査請求 2007年12月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

新たに作成された E P C 出願の関連出願です。
親の E P C の関連出願を引き継いで、それにプラスして「分割(EPC)」が追加されます。

出願関連 フォーム

関連出願 New Delete Tree 表示 参照

関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	登録日	IDS	備考
整理番号 21000	520	1	出願日 2006/01/10	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-US	530	2	出願日 2006/06/06	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-CN	532	3	出願日	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-EP-D1	558	4	出願日 2007/07/07	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-EP/DE	560	5	出願日	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-EP/FR	561	6	出願日	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-EP/GB	562	7	出願日	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考
整理番号 F2000-EP	531	8	出願日 2006/10/20	登録日	<input type="checkbox"/>	IDS	備考

22. 異議申立て (Opposition Proceedings)

特許の公告の日から、9ヶ月以内に、特許権者以外は誰でも特許付与に対して異議申立を行なうことができます。

異議申立の審査は異議部で行なわれます。

方式審査を経て、異議申立書は特許権者に送られます。

特許権者は指定期間(4ヶ月)の間に、答弁書及び補正書を提出できます。

特許権者の提出した答弁書・補正書は、直ちに異議申立人に送られます。

異議申立人は、これに対して指定期間内に弁駁書を提出して、意見を述べることができます。

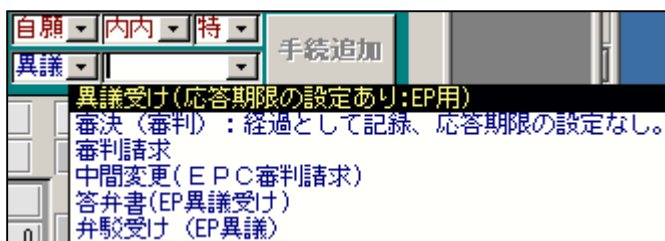
この期間は、特許権者が補正した場合4ヶ月、補正しなかった場合2ヶ月となります。

異議部は、異議申立に対して決定を行います。その決定は以下の3つのうちいずれかです。

- ・ 特許を取り消す
- ・ 特許を維持する(異議申立に理由なし)
- ・ 補正後の内容で特許を維持する。この場合、特許公報で再度公表されます。

ここでは、特許権者として、異議申立を受ける側からの手続きを説明します。

異議を受けた場合は「異議受け」を入力します。



異議受けの入力画面です。応答期限として4ヶ月後に「答弁書」が設定されます。

経過手続	異議受け	転記
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正
請求書	提出書	通知状
受任票		
発送日	2010年8月8日	経表示 <input checked="" type="checkbox"/>
		DNTTrn
		添付DN
送付日		
受領日		
担当者		印刷済 <input type="checkbox"/>
異議番号		
答弁書	2010年12月8日	文書名
最終期限		備考

23. 答弁書

特許権者は指定期間（通常は4ヶ月）内に、答弁書及び補正書を提出することができます。
この場合の補正は、異議申立書で指摘されている件以外でも、第100条に規定されている範囲で行なうことができます。

自願	内内	特	手続追加
異議			
異議受け(応答期限の設定あり:EP用)			
審決(審判):経過として記録、応答期限の設定なし。			
審判請求			
中間変更(EPC審判請求)			
答弁書(EP異議受け)			
弁駁受け(EP異議)			

答弁書の入力画面です。答弁書は異議受けの応答手続きとなります。
答弁書の入力を行なうことで、応答期限は解除されます。

経過手続		答弁書	転記
New	Edit	Delete	IDS提出
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正	請求書
提出日	2010年11月11日	経表示	提出書
応答元指令	異議受け	2010年8月8日	通知状
送付日			受任票
受領日			添付DN
担当者			印刷済 <input type="checkbox"/>

24. 弁駁受け

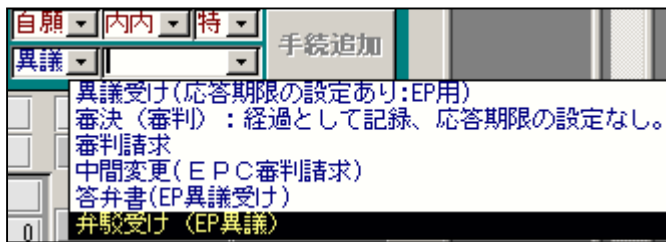
特許権者の提出した答弁書・補正書は、ただちに異議申立人に送付されます。

異議申立人は指定期間内に弁駁書を提出し、特許権者の提出した答弁書・補正書に対して意見を述べることができます。

異議申立人の弁駁書の提出期間は、補正があった場合は4ヶ月、ない場合は2ヶ月となります。

異議部は、必要な場合は、さらに当事者から書面の提出を求めることができますので、これに続いて、更に答弁書の提出を行なう場合もあります。

ただし、必須ということではないようですので、弁駁受けに対する、応答期限の設定はここでは行いません。



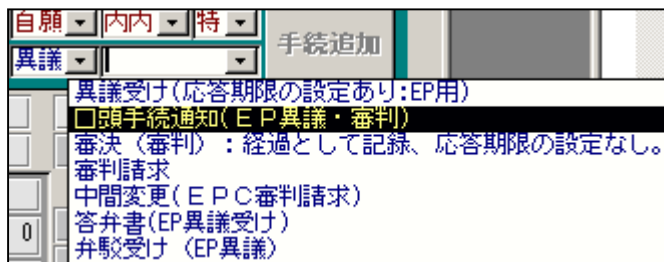
弁駁受けの入力画面です。応答期限の設定はありません。

A screenshot of a software window titled '出願手続: フォーム'. The window has a title bar with standard window controls. Below the title bar, there is a '経過手続' dropdown menu with '弁駁受け' selected. To the right of this menu is a '転記' button. Below the menu are buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', and 'IDS提出'. Further down, there are buttons for 'IDS', '追完', '期限補正', '請求書', '提出書', '通知状', and '受任票'. Below these are buttons for '発送日', '2010年12月12日', '経表示', 'DNTTrn', and '添付DN'. At the bottom, there are input fields for '送付日', '受領日', and '担当者', along with an '印刷済' checkbox and the number '1925'.

25. 口頭手続

異議部の要請により、または特許権者又は異議申立人の申請により口頭手続が行なわれます。その場合、必ずしも答弁書・弁駁書といった手続きはとられず、ただちに口頭手続きの準備が進められます。

口頭手続を行なう場合、異議部は当事者（特許権者及び異議申立人）に召集通知を出します。この通知は、口頭手続きの2ヶ月前には送付されます。異議部は、召集通知のなかで予備的見解を示して、意見書・補正書の提出期限を明示します。通常、提出期限は口頭手続きの開始1ヶ月前となります。



口頭手続通知の入力画面です。期限は自動計算しません。手動で入力します。期限の名称は「口頭手続」となっています。

A screenshot of a software form titled '出願手続: フォーム' (Application Procedure: Form). The form is for '経過手続' (Progress Procedure) and '口頭手続通知' (Oral Proceedings Notification). It has buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', and '転記'. There are several input fields and checkboxes: 'IDS' (checkbox), '追完' (Completed), '期限補正' (Deadline correction), '請求書' (Request form), '提出書' (Submission form), '通知状' (Notification form), '受任票' (Assignment certificate), '通知日' (Notification date) set to '2008年3月3日', '経表示' (Check), 'DNTTrn', '添付DN' (Attach DN), '送付日' (Delivery date), '受領日' (Receipt date), '担当者' (Responsible person), '印刷済' (Printed) (checkbox), '口頭手続' (Oral proceedings), '文書名' (Document name), '最終期限' (Final deadline), and '備考' (Remarks).

26. 異議決定

異議部は、審理を行なった後、異議申立を行います。

異議決定の内容は、以下のいずれかになります。

- ・ 特許を取り消す。
- ・ 異議申立理由なし。(特許は維持)
- ・ 特許を補正後の内容で維持する。

この場合は、特許公報が再び公表され、補正後の特許の内容が公表されます。

異議決定に不服の場合は、審判請求を行なうことができます。

その場合の期限は、異議決定から4ヶ月です。

A screenshot of a software menu. At the top, there are dropdown menus for '自願', '内内', and '特'. Below them is a '手続追加' button. The main menu is titled '異議' and contains the following items:

- 異議決定 (EP異議申立)
- 異議受け(応答期限の設定あり:EP用)
- 頭手続通知(EP異議・審判)
- 審決(審判):経過として記録、応答期限の設定なし。
- 審判請求
- 中間変更(EP審判請求)
- 答弁書(EP異議受け)
- 弁駁受け(EP異議)

異議決定の入力画面です。

異議決定の内容は、備考に記載します。

応答期限の設定は行いません。

A screenshot of a software window titled '出願手続: フォーム'. The window has a title bar with standard window controls. Below the title bar, there is a '経過手続' dropdown menu set to '異議決定'. To the right of this menu is a '転記' button. Below the menu are buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', and 'IDS提出'. Further down, there are buttons for 'IDS', '追完', '期限補正', '請求書', '提出書', '通知状', and '受任票'. There is also a '添付DN' button. The '発送日' is set to '2008年12月11日'. There is a '経表示' checkbox which is checked, and a 'DNTTrn' button. Below these are fields for '送付日', '受領日', and '担当者', each with a dropdown menu. There is also a '印刷済' checkbox. At the bottom, there are fields for '文書名' and '備考'. The '備考' field contains the text '理由なし(勝ち)'.